

○富田林市立図書館自動車文庫駐車場設置等に関する基準

(目的)

1. この基準は、富田林市立図書館自動車文庫（以下「自動車文庫」という。）駐車場の設置、廃止等に関して必要な事項を定めるものとする。

(承認)

2. 駐車場の設置、廃止等に当たっては、富田林市立図書館協議会（以下「協議会」という。）と協議のうえ、図書館長が定める。

(設置)

3. 駐車場は原則として次の要件に該当する場合に設置する。
 - ① 図書館より約1.5 km以上離れていること。
 - ② 駐車場周辺の住民及び土地所有者の協力が得られること。
 - ③ 利用希望者が原則として50人以上であること。
(なお、その中から連絡業務等のため代表者1名、副代表者2名を選出できること。)
 - ④ 隣接の駐車場より約1 km以上離れていること。
(駐車場のサービスエリアは、原則として半径500mの圏内とする。)
 - ⑤ 駐車場への進入が容易であり、文庫車の発着及び利用に安全な場所が確保されること。

(廃止)

4. 既設の駐車場が、次の要件に該当したときは、協議会と協議のうえ、これを廃止するものとする。
 - ① 地域の利用状況から、その利用効果に期待ができないと判断される時。
 - ② 駐車場から半径約1.5 kmの圏内に地区館、分館等が新設されたとき。
 - ③ 駐車場が使用できなくなり、それにかわる駐車場が確保できないとき。

(細則)

この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に図書館長が協議会と協議のうえ定める。